

共生社会に関する新規条例制定に係る資料

- 資料 1 条例素案
- 資料 2 条例の概要について
- 資料 3 条例解説素案
- 資料 4－1 木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例
- 資料 4－2 第 5 次木更津市男女共同参画計画 30 ページ
- 資料 4－3 第 5 次木更津市男女共同参画計画 R4 事業計画 36 ページ
- 資料 4－4 東京都江戸川区ともに生きるまちを目指す条例
- 資料 4－5 神奈川県鎌倉市共生社会の実現を目指す条例
- 資料 4－6 長野県安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例
- 資料 4－7 静岡県静岡市多文化共生のまち推進条例
- 資料 4－8 愛知県半田市多文化共生社会の推進に関する条例
- 資料 4－9 滋賀県湖南市多文化共生社会の推進に関する条例
- 資料 4－10 兵庫県三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例
- 資料 4－11 広島県東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例
- 資料 5 条例制定スケジュール

(仮称) 木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例 (素案)

令和 5 年 3 月 日

条例第 号

すべての人は、生まれながらにして個人として尊重され、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障害、経済状況や家族のかたちに関係なく、自分らしく生きることが保障されています。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネット等の情報通信を利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

こうした中、本市では、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」(平成28年条例第28号)第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。

そこで、私たちは、市民一人一人が個人として尊重され、多様性を認め合い、互いを思い助け合いながら、自分らしく安心して暮らし働くことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが

できることをいう。

(5) 多文化共生 全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(6) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び団体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

(1) 全ての人々が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。

(2) 全ての人々が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。

(3) 全ての人々が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参加する機会を確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。

(差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障害、経済状況や家族のかたち等の属性（以下、「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、属性の違いを理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

(基本的施策)

第7条 市、市民及び団体が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。

イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市が市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 全ての人々が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュ

ニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 全ての人が、自分らしく安心して暮らせるような多様性に配慮した社会環境等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築及び改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取り組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆条例の概要について

1 条例の性質

いわゆる理念条例と呼ばれる類型のものです。

2 条例の位置づけ

本市では「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（通称：オーガニックなまちづくり条例）」（平成 28 年条例第 28 号）第 3 条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

しかし、私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していくことが求められるようになってきました。

そこで、「オーガニックなまちづくり条例」第 3 条の基本理念に関する部分をクローズアップし、新たに条例化することによって、同条例を補完する役割を持たせることを考えました。

今回制定する条例の位置づけとしては、「オーガニックなまちづくり条例」を上位としつつ、共生社会推進に関する部分を具体化・明確化する、オーガニックシティきさらづを構成する重要な条例のひとつと考えています。

3 制定スケジュール

9 月上旬から総務課との事前協議を開始し、政策調整会議、男女共同参画推進委員会、総合政策会議でご審議いただいてから、12 月議会の常任委員会と全員協議会を経て、12 月中旬から 1 月中旬までパブコメを実施します。この時に大きな変更がなければ、3 月議会での議決をもって制定という運びとなります。※詳細は資料 5 をご参照ください。

4 条例タイトル案

市制 80 周年記念事業のひとつとして、未来の木更津市へ残したいものをテーマに市内の小学生が純真無垢な思いで描いたアートの数々をパレットのようにデザインした「きさらづパレット」という作品から引用し、条例のタイトル案として「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」を提案します。

前回の会議でタイトルが長いという意見がありましたが、法律や条例のタイトルというものは基本的に長いものです。あまりにも短かすぎると中身が全く伝わらずにそのまま気に留められることなく流れてしまうおそれがあります。ある程度条例の中身がイメージできる程度の具体的な文言があり、かつ、他市に例のない独自性を含んだタイトルであることが重要だと考えたため、このようなタイトルを選択しました。

なお、前回ご提案したタイトルの末尾は「多様性のあるまちづくり条例」としていましたが、他の条例との兼ね合い等を考慮し、「共生社会づくり条例」へと変更しました。

「(仮称)木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」解説(素案)

すべての人は、生まれながらにして個人として尊重され、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障害、経済状況や家族のかたちに関係なく、自分らしく生きることが保障されています。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネット等の情報通信を利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

こうした中、本市では、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」(平成28年条例第28号)第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。

そこで、私たちは、市民一人一人が個人として尊重され、多様性を認め合い、互いを思い助け合いながら、自分らしく安心して暮らし働くことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

【解説】

・前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにしようとするもので、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。

・第1段落では、日本国憲法第13条及び14条の規定を踏まえ、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障害、経済状況や家族のかたちなどの属性にかかわらず個人として尊重されることを述べています。

・「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指しています。「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかをいいます。なお、これらの用語については、令和2年3月発行の厚生労働省委託事業「職場におけるダイバーシティ推進事業」において定義が記載されています。

・第2段落では、私たちの暮らす社会における人権侵害や社会的・経済的状況に起因する生きづらさが今もなお存在していること、そして社会経済情勢の変化などにより他者への不寛容が大きくなっていることを述べています。

・第3段落では、平成28年に制定した「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」をとおして、本市における多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきたものの、私たちを取り巻く社会経済情勢の激変に的確に対応していく必要性について述べています。

・第4段落では、上記の3つの段落を踏まえ、私たちが多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らすことのできる社会を、本市において実現するために、この条例を制定する決意を表明しています。

(目的)

第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

【解説】

・この条例を制定する目的を定めています。
・「社会との関わりを持ち」とは、社会的に孤立していないこと、社会に参画できていること、社会に居場所があることを意味しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- (5) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
- (6) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

【解説】

・この条例の用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。
・第1号「共生社会」について、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会と定義し、この考え方は、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」における共生の視点と合わせていきます。

・第2号「市民」について、共生社会を実現するための活動には、住民のほか、学校や勤務先における教育の観点から、市内に通勤、通学する人たちの関わりも不可欠と考え、広く定義しています。なお、この定義は、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」に合わせています。

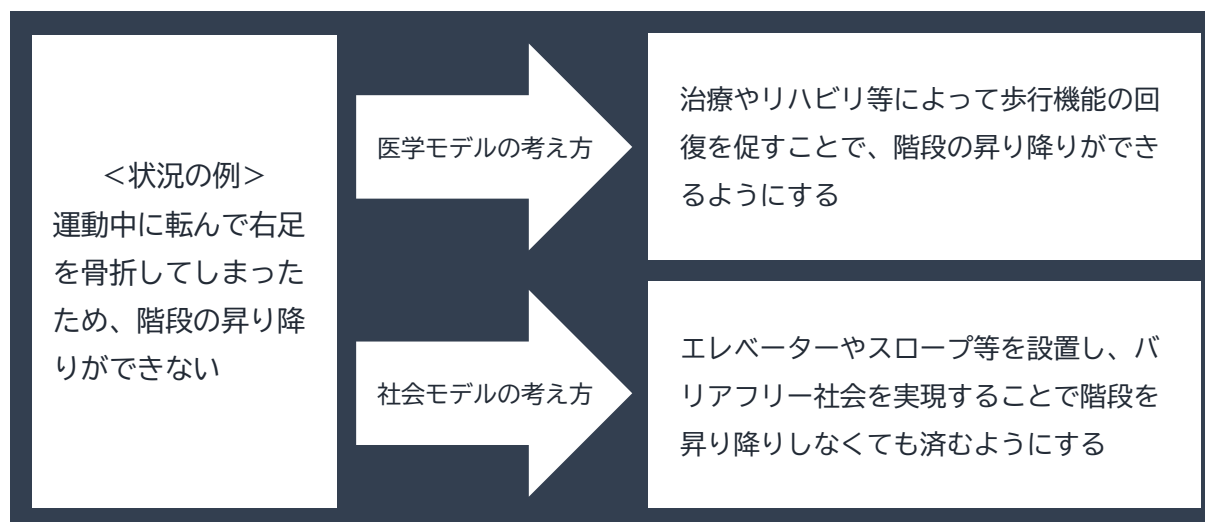
・第3号「団体」について、市内の企業や社会福祉法人、市民活動団体、自治会などの団体を指しており、法人格の有無や、活動目的の営利・非営利の別を問いません。なお、この定義は、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」に合わせています。

・第4号「男女共同参画」について、性別等にかかわらず、一人一人が個人として尊重され、自分らしく活躍しながら生きられることを表しています。この定義は、男女共同参画社会基本法の考え方をもとに、男女という枠組みにとらわれない性の多様性を尊重し、主語を「男女」ではなく「全ての人」という表現に置き換えています。なお、本条例は男女共同参画条例としての性質も有するものとして制定します。

・第5号「多文化共生」について、多様な文化背景を有する人々が、お互いの文化を尊重しながら、地域社会で共に暮らしていくことを表しています。この定義は、平成18年に総務省が作成した「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」の考え方に合わせたものです。例として、行政のウェブサイトが多言語に対応させることや国際的な会議の開催に際してハラル認証のレストランを紹介するなどがあります。

・第6号「合理的配慮」について、共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、いわゆる「社会的障壁」のうち、市民が現に解消を必要とする場合において、障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものと定義しています。この定義は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）における合理的配慮の考え方に合わせたものです。これは、ある人が何らかの困難に直面している場合に、その困難の原因を、「その人の心身機能によるもの」とするのではなく、「社会環境が整備されていないため」とする、いわゆる「（障害の）社会モデル」の考え方によるものです。

・「（障害の）社会モデル」の考え方の例としては、次のようなものがあります。



(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び団体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 全ての人が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 全ての人が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 全ての人が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

【解説】

- ・「共生社会」実現のため、土台や前提となる考えを基本理念として定めています。
- ・「共生社会」の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び団体が相互に協力しながら実施するものとし、その際の理念を、個性や多様性の尊重（第1号）、支え合い（第2号）、社会参画の拡充（第3号）の3つの視点で整理しています。第1号の「多様性」には、年齢、性別、性的指向及び性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などを含んでいます。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

【解説】

- ・この条例において、「市」とは木更津市の行政機関のことを指しています。
- ・市には、この条例で規定する共生社会の実現に向けた取組を主体的に担う責任と、条例で規定したことを果たす責任があります。
- ・共生社会の実現自体は、市だけでできるものではなく、市民、団体と一緒にって達成できるものと認識しています。ただし、共生社会の実現を掲げる上で、市民、団体も一緒に取り組めるような環境づくりは市の責務と考えていることからこのような表記としています。
- ・共生社会の実現に向けては、市職員の役割が大きいと考えられるため、第2項で、職員一人一人が共生の重要性を理解するよう研修等の啓発を行うことを規定します。

（市民及び団体の役割）

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。

【解説】

- ・市民及び団体について「責務」ではなく「役割」としているのは、既に市民及び団体は共生社会の実現に向けて自律的、自発的に様々な取組をしていると認識しており、ともに共生社会を進めていく役割を担うとの表現が妥当であると考えているためです。
- ・また、障害者差別解消法においても、合理的配慮の実施について、事業者は自主的に取り組むことが期待されるという努力義務であることから、この条例においても、市民及び団体については努力規定としています。

（差別的取扱いの禁止）

第6条 何人も、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障害、経済状況や家族のかたち等の属性（以下、「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、属性の違いを理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

【解説】

- ・共生社会の実現には、多種多様な属性を有する人々が差別的な取扱いを受けずに、自分らしく暮らせることが前提となります。例示したような属性による不当な差別的取扱いの禁止を、本条において規定しています。
- ・第2項では、例えば、インターネット上の掲示板などに、属性による違いを揶揄するなど不当な差別を誘引する発言の禁止を、本条において規定しています。

(基本的施策)

第7条 市、市民及び団体が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。

イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市が市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 全ての人が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 全ての人が、自分らしく安心して暮らせるような多様性に配慮した社会環境等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築及び改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取り組むものとする。

【解説】

・共生社会の実現は市、市民、団体がそれぞれ、あるいは協力しながら取り組むべきものと捉えています。そのための環境整備を行うのは市であると認識しており、市が取り組む施策を、本条において規定しています。

・第1項第1号では、共生の意識の形成について規定します。様々な個性を持つすべての人が、お互いに分かり合い、支え合えるようになることが、共生社会を実現していく上での基盤であり、最も力を入れるべき施策になると考えています。

・アについては、例えば、学校教育や社会教育、家庭教育や保育などの場における、いじめ、障害者差別、多文化への無理解などの課題についての学びに加え、教育の核となる教員や講師などへの意識啓発、研修、情報提供などを想定しています。

・イについては、例えば、この条例の内容についての広報や、共生社会についての理解促進事業の実施などを想定しています。

・第1項第2号では、十分な情報のやりとりを可能にするための施策について規定します。情報弱者がなくなり、誰もが等しく情報を得られることが共生社会を実現する上で大切と考えています。誰もが等しく情報をやりとりできることは、安心・安全に生活するため、困難に直面

したときに必要な支援を受けるため、また、多様な人々が様々な考えをもって暮らしていることを理解するためにも必要であると認識しています。

・アについては、例えば、市からのお知らせや広報、窓口での対応などにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いること、庁舎のレイアウトに関して視覚的な配慮をすること、ユニバーサルデザインを採用することなど、伝達手段や用法に配慮することや、社会資源の情報を整理して提供することなどを想定しています。

・イについては、例えば、手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人や意見表明が困難な人への対応などを想定しています。

・第1項第3号では、多様性に配慮した社会環境などの整備に努めることを規定します。例えば、道路の段差解消、点字ブロックや歩道の整備、住環境充実への働きかけなど主にハード面の整備を想定しています。

・第1項第4号では、地域において共生社会実現に向けた取組が進むよう、主にソフト面での施策を規定しています。

・アについては、例えば、市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備など、共生社会推進に向けた取組を行う市民や団体を支援する施策を想定しています。

・イについては、例えば、自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど、地域で活動する団体がそれぞれ、また連携して、地域の生活課題の発見や対応ができるよう働きかけることを想定しており、地域包括ケアシステムにもつながるものと考えています。

・ウについては、制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、ワンストップ支援を行うことを規定しています。また、「包括的かつ総合的な支援」とは、例えば、複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備、ライフステージごとに異なる支援制度間の引継ぎ方法の設計などを想定しています。

・第1項第5号では、共生社会に向けた推進体制の整備として、体制構築、制度運用とともに、これらの見直しを行い、改善を図ることについても規定します。相談対応の充実、基本的施策に基づく具体的な施策の点検と改善などを想定しています。

・第2項では、第1項で規定した基本的施策を実施することで、合理的配慮が行われる地域社会の構築につながるよう取り組むことを規定しており、第1項についての考慮事項としての規定となっています。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

【解説】

・第1項では、市の他の条例や行政計画について、この条例の基本理念及び基本的施策に沿った内容で制定又は策定することを規定します。条例や行政計画の改正、改訂にあたっては同様の考えとします。

・第2項では、この条例の基本理念の尊重及び基本的施策の実現のために財政上の措置や、行政としての取組に必要となる措置を講ずることについて努力規定を設けます。これらの措置に当たっては、市全体の財源や事業の優先順位などを勘案し、実施に向けて努めていくこととします。

・第3項では、共生社会を目指す上で実効性を確保するためにも、行政計画の評価を行う場合においては、この条例の理念及び基本的施策に即した取組が行われたかについても評価することが望ましいと考え、評価の際の視点を規定しています。

木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例

平成28年12月15日

条例第28号

本市は、東京湾最大の盤洲干潟や万葉集に歌われた上総丘陵を有し、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。また、菅生遺跡や金鈴塚古墳等から、原始、古代より重要な地域として栄えたことがうかがえ、近世からは木更津船を通じた江戸との交流により港町として繁栄し、江戸前独特の気風が育まれてきた、歴史、文化のあるまちです。近年は、東京湾アクアライン等の広域的な幹線道路網の整備進展に伴い交通利便性が向上し、多様な都市機能が充実する中で、まちの活力が高まっています。

一方で、わが国は、少子高齢化が急速に進行するとともに、本格的な人口減少社会が到来しており、経済成長の鈍化や環境問題の深刻化等とあわせ、地方自治体は持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

本市が、持続可能なまちであるためには、自然と都市機能が調和し、多様な資源が域内循環する中で、賑わいにあふれ、多くの人や企業を引き付けるまちであるとともに、市民、団体が、自ら課題を解決しようとし、互いに認め合い、支え合いながら、いきいきと輝いている、魅力あるまちである必要があります。

ここに、オーガニックをまちづくりの視点として、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、オーガニックなまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オーガニック 持続可能な未来を創るため、地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする考え方をいう。
- (2) オーガニックなまちづくり オーガニックをまちづくりの視点として、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。

(オーガニックなまちづくりの基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項をオーガニックなまちづくりの基本理念とする。

- (1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むこと。
- (2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備すること。
- (3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定めるオーガニックなまちづくりの基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア オーガニックなまちづくりに対する機運を醸成し、多様な人材を育む機会を設けること。

イ 新たな活動等に挑戦する市民及び団体を支援し、有機的な連携を構築すること。

ウ 学校教育、社会教育等を通じて、ふるさとに誇りと愛着を持つ市民を育むこと。

(2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備するため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア 多様な地域資源を活かし、新たな価値を創出する産業を振興すること。

イ 地産地消など域内循環を促進し、環境に配慮した事業活動又は暮らし方を奨励すること。

ウ 地域特性に応じた拠点を形成し、豊かな里山及び里海を保全し、活用すること。

(3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築するため、次に掲げる事項を考慮した施策

ア 地域の自主的な活動等に対し支援すること。

イ 多様な暮らし方又は働き方に資するための環境を整備すること。

ウ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。

2 市は、オーガニックなまちづくりを推進するにあたり、情報を発信するとともに、広く市民及び団体から意見を聴取し、施策へ反映するよう努めるものとする。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、オーガニックなまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、オーガニックなまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

施 策

1

(仮称)木更津市男女
共同参画条例の制定

性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取扱いをなくすなど市としての責務を明確化した(仮称)木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。

条例の制定に際しては、関係する部署との調整を図り、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」との関係性を整理した上で、本計画や市の総合計画、個別計画などと整合性のあるものとなるよう心がけます。

主な取組

①(仮称)木更津市男女共同参画条例の早期制定

所管課

①オーガニックシティ推進課

2

庁内推進体制の充実

男女共同参画庁内連絡会議を通じて全庁的な取組を推進する一方、男女共同参画の意識を持って職務にあたることができるよう、課長級職員研修の毎年実施や情報提供を通じて市職員への啓発を行います。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要となるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら情報交換を行います。

主な取組

①男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施
②市民・団体・企業などとの連携

所管課

①職員課、オーガニックシティ推進課
②オーガニックシティ推進課

基本目標Ⅳ 計画を積極的に進める体制づくり

主要課題10 推進体制の充実に向けた基盤の整備

指 標

	指 標	現状値	目標（令和8年度）
1	市職員の男女共同参画研修における理解度	－	100%

施 策

1

（仮称）木更津市男女
共同参画条例の制定

性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取扱いをなくすなど市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。

条例の制定に際しては、関係する部署との調整を図り、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」との関係性を整理した上で、本計画や市の総合計画、個別計画などと整合性のあるものとなるよう心がけます。

①（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定【オーガニックシティ推進課】

事業計画	性別等にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、性別等による不当な取扱いをなくすなど市としての責務を明確化した（仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定を行います。
令和4年度 重点施策	本市における男女共同参画施策とオーガニックなまちづくりとの関係性を整理し、多様性や共生社会の要素を取り込んだ条例の制定を行います。

江戸川区ともに生きるまちを目指す条例

令和3年6月30日

条例第19号

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。
人とともに生きる。

このまちには、ゼロ歳から百歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などいます。一人ひとりの「ちがひ」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだと、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが二千百年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、二千二十一年、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 共生社会 全ての人が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をいう。
- 2 江戸川区 公法人としての江戸川区をいう。
- 3 区民 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者をいう。
- 4 事業者 区内において事業活動を行う法人又は団体をいう。

(区の責務)

第3条 区は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 区は、全ての区職員等が共生社会の理念を正しく理解するため、区職員等の能力開発を推進

するとともに、啓発その他必要な取組を実施するものとする。

3 区は、区民及び事業者の共生社会の理念に関する知識及び理解の促進に努めるとともに、共生社会の実現に向けた計画及び施策を区民及び事業者と協力して取り組むものとする。

（区民及び事業者の役割）

第4条 区民及び事業者は、共生社会の理念に関する知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に向け、自ら考え、自ら行動し、及び協働するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第5条 区は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 1 共生社会の実現に関する計画を策定すること。
- 2 共生社会の実現に関する具体的な施策を実施すること。
- 3 共生社会の実現に関する計画の内容及び施策の実施状況を検証すること。

（災害等への対応）

第6条 区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）については、多様性に十分配慮し行うものとする。

（政策等への反映）

第7条 区は、条例等を制定し、又は行政計画その他の政策を策定するに当たっては、この条例に定める理念を最大限に尊重する。

（変化への対応）

第8条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

平成31年3月25日

条例第32号

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適切な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

（1） 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

（2） 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

（3） 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

（4） 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

（5） 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

（災害等への対応）

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び

共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例

平成20年12月25日

条例第41号

全ての人が、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い責任を分かち合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことが、目指すべき方向である。一人一人の違いを認め合うことが、多様な生き方を選択できる社会の実現につながる。

誰もがお互いを尊重しながら理念を共有し、責任を分かち合い、一体となって多様性を尊重する共生社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、一人一人がかけがえない存在であると認められ、個人として尊重される共生社会づくり（以下「共生社会づくり」という。）に係る基本理念並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策等（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。）並びに性的指向（人の性的関心についての概念をいう。）をいう。

(4) 市民 市内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(6) 教育関係者 市内の保育から教育に携わる個人、法人又は団体をいう。

(7) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）をいう。

(9) ワーク・ライフ・バランス 個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 共生社会づくりに係る基本理念は、次のとおりとする。

(1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。

(2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。

(3) 全ての人が、あらゆる分野の活動において共に参画し、責任を分かち合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、共生社会づくりに係る基本理念に基づき、推進施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、共生社会づくりに係る基本理念について理解を深め、あらゆる分野の活動において、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、共生社会づくりに係る基本理念について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、教育が共生社会づくりの推進に果たす役割の重要性を踏まえ、共生社会づくりに係る基本理念及び推進施策に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第8条 何人も、年齢、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的な違い、障がいの有無等による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、年齢、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的な違い、障がいの有無等による不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

（推進施策）

第9条 市長は、推進施策を策定し、これを公表しなければならない。

2 市は、毎年1回、推進施策に基づく実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

（基本的施策）

第10条 推進施策は、次に掲げるものを基本とする。

- （1） 固定的な性別役割分担意識の解消
- （2） ワーク・ライフ・バランスに係る取組の推進
- （3） ドメスティック・バイオレンス、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶
- （4） 性別等の違いに応じた心及び身体健康支援
- （5） 国籍、民族等の異なる人々の文化的な違いによる偏見又は不当な差別の解消
- （6） 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（以下「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- （7） 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- （8） 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- （9） 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援

（推進体制の整備）

第11条 市は、推進施策を実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（審議会）

第12条 推進施策に必要な事項を調査審議するため、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じて市長に対して提言を行うことができる。

- （1） 推進施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、共生社会づくりに関すること。

(委員)

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募により選考された市民

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第15条 審議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第17条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（令和4年3月25日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の安曇野市男女共同参画推進条例（以下「旧条例」という。）第17条第1項の規定により委嘱されている安曇野市男女共同参画推進審議会の委員は、この条例の施行の日、改正後の安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定により安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第13条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第17条第3項の安曇野市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

静岡市多文化共生のまち推進条例

令和 4 年
条例第 27 号

静岡市には世界のいろいろな所からやってきて、ともに生活している人たちがいます。持っている文化はひとりひとりちがいますが、みんなこのまちで学び働き暮らしている仲間である「静岡人」です。

私たちはそれぞれの文化を大切にしていきます。私たちはお互いに助け合ったり学び合ったりしていきます。私たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。そして誰ひとり取り残さずみんなで幸せに生活できるまちをつくります。

このため私たちはこのまちのきまりをつくります。

(目的)

第 1 条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 多文化共生のまち 全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。

(2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。

(3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 全ての人々が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。

(2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。

(3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活

動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（生活環境の整備）

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（教育の充実）

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

（地域における交流促進）

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（担い手の育成）

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（多文化共生推進計画）

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（静岡市多文化共生協議会）

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

（組織）

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者

(4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第 4 号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 16 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 17 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第 19 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例（平成 30 年静岡市条例第 17 号）別表第 1 の静岡市多文化共生協議会（以下「附属機関条例協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

半田市多文化共生社会の推進に関する条例

平成 31 年 4 月 1 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、多文化共生社会の推進について、基本理念を定め、市、議会、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず市民の人権が尊重され社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現を目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、文化的な違いを理解し、地域社会の構成員として対等な関係を築こうとしながら共に生きようとする社会をいう。

(基本理念)

第 3 条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 1 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること
- 2 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること
- 2 多文化共生社会の推進は、市、議会、事業者、市民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのつとり、多文化共生社会の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(議会の責務)

第 5 条 議会は、多文化共生社会の推進に関する活動に主体的に参加するとともに、関係機関と連携して基本施策の立案及び推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのつとり、多文化共生社会の推進に努めるとともに、市が実施する多文化共生社会の推進に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本理念にのつとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第 8 条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動を促進するための支援)

第9条 市は、市民が行う多文化共生社会の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(教育の充実)

第10条 市は、市が推進する教育方針に基づき、外国にルーツを持つ子どもたちも学べる学習環境の整備および充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、多文化共生社会を推進するため、事業者、市民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、多文化共生社会の推進状況を把握するとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

湖南市多文化共生社会の推進に関する条例

平成 24 年 3 月 28 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民としてその文化や習慣の下で共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため、次に掲げる事項が必要であることを旨として行わなければならない。

- (1) 個人の尊厳が重んじられ、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 個人がこのまちの市民として地域社会において主体的に様々な活動が行えるよう留意されること。
- (3) 国際的な人権保障の取組が留意されること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念に基づき多文化共生施策を推進するものとする。

(推進計画)

第 4 条 市長は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域の実情を踏まえた多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く市民の意見を反映することができるよう措置を講じるものとする。
- 3 市長は、推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(広報活動及び調査研究)

第 5 条 市は、多文化共生の推進に関する市民の理解を深めるために必要な広報活動を行うとともに、多文化共生施策に資するために必要な調査研究を行うものとする。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、多文化共生社会の推進に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例

全ての人が自分らしく生きることができるまち、安心して暮らすことができるまち。そのようなまちの実現を私たちは切望しています。

三田市においては、長年にわたり部落差別の解消に向け、市を挙げて取組を進め、さらには社会の様々な人権課題に対しても、市民、事業者等及び行政が連携しながら、その解決に向け半世紀以上力を尽くしてきました。

この粘り強い取組の過程を通じて、人権尊重の意識は三田市全体へ広がりを見せ、これまで見過ごされ、我慢を強いられてきた人々の人権課題に対しても、市民の関心は高まり、解決へ向けた取組が進みつつあります。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、人種、民族、国籍、そして部落差別を受けてきた地域の出身であること等を理由に、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、感染症のまん延等が、多くの人に生きづらさをもたらし、格差社会の拡大とともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネット等の情報通信を利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

国においては、基本的人権の尊重と恒久平和の理念を掲げる日本国憲法のもと、人権に関する様々な法令の整備と人権の保障に向けた取組が長年にわたって進められ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律等が施行され、差別解消等を推進する更なる取組が進められています。

また、国際社会においても、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」や誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現し、あらゆる形態の貧困に終止符を打つための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示される等、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

このような国や世界の動きに軌を一にして、三田市としてもあらゆる差別や排除等の人権侵害を許さない覚悟を持って誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、更なる取組を進めなければなりません。三田市がこの条例で目指すのは、いかなるときにおいても、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができる社会（以下「共生社会」といいます。）の実現です。そして、それは暴力や争い等がない平和な社会でもあります。一人一人が社会を構築する主人公であるとの認識のもと、他者の痛みや苦しみを想像し共感することが、共生社会実現への大切な一歩となります。

そこで、私たちは全ての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現に向け、市民、事業者等及び行政がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、必要な施策を推進する基本的事項を定めることにより、共生社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとし

ます。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内の事業者等で活動する者をいいます。

(2) 事業者等 市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。

(3) 差別 性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、人種、民族、国籍又は部落差別を受けてきた地域の出身であること等を理由として、不当に不利益な取り扱いをする行為又は言動のことをいい、意図せず行われたものを含みます。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げることを基本理念とします。

(1) 一人一人が互いの人権を尊重し、個性や多様性が尊重され、自分らしく生きることができること。

(2) 誰もが差別等人権を侵害する行為を受けない、しない、させない、見過ごさない社会をつくること。

(3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現のため市政のあらゆる分野において必要な施策を総合的に推進します。

2 市は、全ての人の人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害をなくすために必要な施策を推進します。

3 市は、前2項に規定する施策の推進に当たり、市民、事業者等及び関係機関と適切に連携を図ります。

(市民及び事業者等の役割)

第5条 市民及び事業者等は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた理解を深めるとともに、市と共に自らがまちづくりの担い手として、共に支え合い生きていくことができる地域社会づくりの推進に努めます。

2 事業者等は、自らの組織に所属する者の人権尊重に努めるとともに、自らの組織活動を通じて人権が尊重される環境づくりに努めます。

(基本方針の策定)

第6条 市は、共生社会の実現に向けて施策を総合的に推進するため基本的な方針（以下「基本方針」といいます。）を策定します。

2 市は、基本方針に基づく施策の推進状況、社会情勢の変化その他社会調査の結果等により、必要に応じて基本方針を見直します。

(教育及び啓発の推進)

第7条 市は、一人一人が我が事として人権に関する正しい理解を深め、人権意識の向上を図るとともに、市民及び事業者等が共生社会づくりについて学び、実践ができるよう、学校教育、社会教育その他の場において、教育・啓発活動を推進します。

2 市は、市職員及び教職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、共生社会づくりに取り組むよう、研修等教育を行います。

3 市民及び事業者等は、その立場や特性に応じて人権や共生社会に関する教育・啓発に努めます。

(個別施策の推進)

第8条 市は、まちづくりを進めるに当たり、一人一人の多様性に合わせて、誰一人取り残さない視点をもって、市のあらゆる施策及び事業等を推進します。

2 市は、社会的弱者及び社会的少数者（以下「社会的弱者等」といいます。）を対象とした施策

及び事業等の推進に当たり、社会的弱者等の感じる生きづらさ、困難さ等を解消する視点をもって推進します。

（相談体制の充実）

第9条 市は、一人一人が安心して相談できるよう、相談者に寄り添った相談体制の充実を図ります。

2 市は、国、県及びその他の専門機関等と連携を図り、相談者が相談内容に応じて適切な支援及び救済を受けることができるように努めます。

（共に生きる地域社会づくり）

第10条 市民及び事業者等は、地域の多様な人材の参画を図り、一人一人の個性及び多様性が尊重され、それぞれが持つ志や力を調和させながら、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくりに努めます。

2 市は、市民及び事業者等が進める地域社会づくりが円滑に行えるよう、必要な施策及び事業等を推進します。

（災害等非常時の対応）

第11条 市は、大規模災害の発生や感染症のまん延等の非常時（以下「非常時」といいます。）において、全ての人の命と暮らしが守られ、多様性に配慮した支援を行えるよう、平常時から非常時に備えた取組を推進するとともに、市民及び事業者等による助け合いの取組を支援します。

2 市民及び事業者等は、地域には多様な人々が暮らしていることを踏まえ、非常時においても互いに助け合う取組ができるよう、平常時からその体制づくりに努めます。

3 市は、非常時における人権侵害が起きないように、正しい理解を広める教育・啓発に努めます。

（推進体制の充実）

第12条 市は、この条例の目的を達成するために、市長の附属機関を設置し、共生社会の実現に向けた様々な課題に対応できるよう、取組を総合的かつ横断的に推進します。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例

本市は、市制の施行以後、様々な世代及び地域の人々のたゆまぬ努力により、活力あふれ、国際色豊かなまちへと発展を遂げてきた。

しかしながら、少子高齢社会の到来、核家族化及び単身世帯の増加にみられる家族構成の変化等の社会情勢の変化は、本市にも少なからず影響を及ぼしつつある。

本市の社会的、経済的及び文化的な発展の一方で、地域社会においては人間関係が希薄化しつつあり、生活、健康、育児その他日常生活上の不安、課題等を抱えている人々が、誰にも相談することができずに孤立を深めていく状況も生じてきている。

我々は、このような状況を見逃すことはできない。地域社会における人と人とのつながりの重要性を改めて確認し、お互いを尊重し、気遣い、見守り合うことで、生活上の不安、課題等を抱えている住民を地域で支えるとともに、地域社会の持続的な発展のため、福祉、保健医療、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を、このまちで構築していくために、自ら行動を起こすことが強く求められている。

ここに、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民一人一人が相互に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の形成を図るための施策に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進し、もって地域共生社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「地域共生社会」とは、市民がそれぞれの人格及び個性を尊重し合いながら、地域社会に主体的に参画することにより、相互に支え合い、全ての人々が生きがいを持ち、かつ、安心して日常生活を営むことができる社会をいう。

（基本理念）

第3条 地域共生社会の形成は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての人々が希望を持ち、個人としての尊厳が重んぜられ、安心して日常生活を営むことができる社会が構築されるようにすること。
- (2) 全ての人々がそれぞれの多様性を受け入れた上で、地域社会において、相互扶助の精神に基づき、地域生活課題（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。以下同じ。）の解決に資する支援が図られるようにすること。
- (3) 全ての人々が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域社会の持続的な発展のために協働すること。
- (4) 全ての人々が地域社会から孤立することを防止すること。
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が、関係機関の連携の下、包括的に提供されるよう体制の整備が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、地域共

生社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、地域共生社会が、福祉及び保健医療のみならず、労働、教育、住宅、地域再生その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて形成されるものであることに留意しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民、事業者及び関係機関（以下「市民等」という。）は、基本理念を踏まえ、相互に連携し、市が実施する地域共生社会の形成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、地域生活課題の把握及びその解決に資する取組への積極的な参画に努めるものとする。

（基本方針）

第6条 市は、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する方針（次項において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）地域共生社会の形成に寄与する人材の育成及び地域共生社会の形成についての意識の啓発に関する事項

（2）地域共生社会の形成を図るための地域活動等の創出に関する事項

（3）地域共生社会の形成を図るための社会環境の整備に関する事項

（4）地域共生社会の形成を図るための施策の推進体制の構築に関する事項

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（啓発活動等）

第7条 市は、地域共生社会の形成を図るために必要な啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（学習の機会等の提供）

第8条 市は、地域共生社会の形成に関する必要な情報及び学習の機会が市民等に提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第9条 市は、地域生活課題の解決に資する支援の質の向上を図るため、当該支援について専門的な知識又は技術を有する人材の育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

（地域共生社会の形成に資する活動に対する支援等）

第10条 市は、市民等が実施する地域共生社会の形成に資する活動を支援するため、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に当たっては、当該市民等との連携が適切に図られるよう留意しなければならない。

（市民等に対する便宜の提供）

第11条 市は、市民等が地域生活課題に関する情報を共有し、その解決に資する支援について主体的に参画することができるよう、その機会、場所その他の便宜の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域生活課題の解決に資する体制の整備）

第12条 市は、市民が福祉サービスその他の支援を必要とし、又はそのおそれがあると認められる場合に、適切に行政機関その他の関係機関の支援を受けることができるよう、市民等による見守りに関する活動その他の地域生活課題の解決に資する体制の整備に関し必要な施策を講ずるも

のとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和３年３月３１日までの間における第３条第２号の規定の適用については、同号中「第４条第３項」とあるのは、「第４条第２項」とする。

条例 制定スケジュール案

資料5

	予定	作業	備考
4月 R4年度	初旬	● 案・資料の作成、総務課へ相談 ↓	
	中旬		
	下旬		
5月	初旬	↓	
	中旬		
	下旬		★計画進行管理
6月	初旬	↓	事前協議に伴う修正、資料作成
	中旬		
	下旬		
7月	初旬	↓	
	中旬		
	下旬		市長・副市長レク（7/21） 第2回 推進委員会（7/29） ★計画進行管理、条例案の提示、意見聴取
8月	初旬	↓	総務課との事前打ち合わせ（8/3） ★総務課に条例制定手続等について相談
	中旬		
	下旬		
9月	初旬	● 案・資料の作成、総務課へ相談 ↓	総務課へ案、根拠資料、他市事例等の提出 事前協議に伴う修正、資料作成
	中旬		
	下旬		★条例案、パートナーシップ制度案説明、意見聴取 ● 意見のとりまとめ、案への反映
10月	初旬	↓	総務課事前協議連絡期限（10/7）
	中旬		
	下旬		政策調整会議（10/20） 第4回 推進委員会（10/31頃） ★庁内における承認 ★条例案、パートナーシップ制度案説明、意見聴取
11月	初旬	↓	
	中旬		第5回 推進委員会（11/25頃） ★条例案、パートナーシップ制度案説明、意見聴取
	下旬		
12月	初旬	↓	
	中旬		議会【本会議】（12/14） パブコメ開始（12/15頃）
	下旬		
1月	初旬	↓	
	中旬		パブコメ終了（1/14頃）
	下旬		政策調整会議（1/26） ★庁内における承認
2月	初旬	↓	総合政策会議（2/2） 議会【常任委員会】（2/8,9,10） ★庁内における承認 ★議会対応
	中旬		
	下旬		
3月	上旬	↓	議会【常任委員会】（3/7,8,9） ★議会対応
	中旬		
	下旬		議会【全員協議会】（3/22） ★議会対応